

**令和6年度前期
特別災害に伴う授業料免除申請要項**

特別災害（※）に伴う授業料免除の申請受付を、次のとおり行います。

※特別災害…災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用の原因となった災害

1. 対象となる特別災害

- 在學生（2回生以上及び秋入学1回生）
令和5年10月～令和6年4月30日までに発生した特別災害
- 令和6年4月入学者
令和5年4月～令和6年4月30日までに発生した特別災害

2. 対象者

上記1の特別災害に伴う被災により、次の（1）～（4）のうち、いずれかに該当する人（ただし、科目等履修生、研究生等の非正規生は除く）。

- （1）特別災害により学資負担者が死亡した場合
- （2）特別災害により学資負担者が負傷し、長期加療が必要な場合
- （3）特別災害により学資負担者の居住する家屋が滅失した場合、又は損傷により居住することが困難と認められる場合
- （4）その他特別災害により学資負担者の学資の支弁が著しく困難となったと認められる場合

ただし、次のいずれかに該当する人については、選考の対象としません。

- ① 令和5年度後期分の授業料を滞納している人
- ② 令和6年度前期分の授業料を既に納入している人
- ③ 在籍期間が最短修業年限を超えている人（ただし、休学期間は除く）
- ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の追加提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかった人

3. 必要書類

- ① 令和6年度前期 特別災害に伴う授業料免除申請書
- ② 公的機関が発行する被災状況を証明する書類（罹災証明書） ※上記2.（3）該当者のみ
- ③ 上記2.（1）、（2）、（4）の該当者は、そのことがわかる書類
- ④ 住民票記載事項証明書（世帯全員分）

4. 提出期限及び提出先

令和6年4月30日（火）17時までに上記3.の必要書類を学生支援・社会連携課経済支援係へ提出してください。

5. 授業料免除選考結果の通知予定日

令和6年7月下旬頃

（注）結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

6. その他

- 授業料免除申請の結果が不許可となった人又は一部免除となった人は、授業料の全部又は一部を大学が指定する期日までに納入しなくてはなりません。口座振替利用者は、所定の日に授業料が引き落とされます。口座振替を利用していない人は、学生支援・社会連携課経済支援係まで振込用紙を受け取りに来てください。
- 令和6年度前期分授業料を納入した場合は、選考の対象となりません。なお、授業料の銀行引落しの申し込みをしている人は、銀行口座に授業料相当額を入金されていると、引落日に授業料が引き落とされます。
- 後日、追加書類の提出を求める場合があります。
- 虚偽の申請をしていることが判明した場合は、免除決定後でも免除の許可を取り消します。
- 既に他の授業料免除制度に申請している人も、本授業料免除に申請可能です。この場合、各制度による判定結果のうち、最も有利な判定結果が適用されます。

<提出先・お問合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係

(3号館1階 平日8:30-17:00)

TEL : 075-724-7143 / E-Mail : shogaku@jim.kit.ac.jp